

国民健康保険事業費納付金の算定方法に関する意見

市町村名： _____

平成 30 年度からの国民健康保険事業費納付金の算定方法として、以下の項目についての貴市町村の意見等を御記入ください。

1. 医療費指数反映係数 α の設定について

(医療費水準の差を反映するか否か。)

【回 答】 <該当する意見に○を記入>

	医療費水準の差を完全に反映すべき、又は反映することが望ましい。($\alpha = 1$)
	医療費水準の差を完全に反映することはやむを得ない。($\alpha = 1$)
	医療費水準の差を反映すべきではない、又は反映しないことが望ましい。 ($\alpha = 0$)
	医療費水準の差を反映しないことはやむを得ない。($\alpha = 0$)
	激変緩和の観点からその他の値を設定する。(設定する α の値 = _____) ※徐々に $\alpha = 1$ に近づけていくことになる。
<意見等>	

2. 所得係数 β の設定について

(激変緩和の観点から β を設定するか否か。)

【回 答】 <該当する意見に○を記入>

	原則どおり β とすべき、又はすることが望ましい。
	原則どおり β とすることはやむを得ない。
	β とすべき、又はすることが望ましい。(設定する β の値 = _____)
	β とすることはやむを得ない。(設定する β の値 = _____)
<意見等>	

3. 配分方式について

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の納付金算定基礎額を配分する際の応能のシェア、応益のシェアに、世帯数や資産税総額を勘案するか否かなど。

【回答】 <該当する意見に○を記入>

	<p>すべて4方式とすべき、又はすることが望ましい。</p> <p>※応能比率（所得：資産＝__：__）、応益比率（均等：平等＝__：__）</p> <p><参考 現行政令（所得：資産＝80：20、均等：平等＝70：30）></p>
	<p>すべて4方式とすることはやむを得ない。</p> <p>※応能比率（所得：資産＝__：__）、応益比率（均等：平等＝__：__）</p>
	<p>すべて3方式とすべき、又はすることが望ましい。</p> <p>※応益比率（均等：平等＝__：__）</p> <p><参考 現行政令（均等：平等＝70：30）></p>
	<p>すべて3方式とすることはやむを得ない。</p> <p>※応益比率（均等：平等＝__：__）</p>
	<p>すべて2方式とすべき、又はすることが望ましい。</p>
	<p>すべて2方式とすることはやむを得ない。</p>
	<p>それぞれ異なる方式とすべき、又はすることが望ましい。</p> <p>※ 医療分：__方式、後期高齢者支援金分：__方式、介護納付金分：__方式</p>
<p><意見等></p>	

4. 賦課限度額について

（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額はいくらとするか。）

【回答】 <該当する意見に○を記入>

	<p>国が示す最新の値とすべき、又はすることが望ましい。</p> <p><H29年度： 医療分 54万円、後期高齢分 19万円、介護納付金分 16万円></p>
	<p>国が示す最新の値とすることはやむを得ない。</p>
	<p>その他の値とすべき、又はすることが望ましい。</p> <p>※ 医療分：__万円、後期高齢分：__万円、介護納付金分：__万円</p>
<p><意見等></p>	

5. その他

その他意見などがあれば自由に記載してください。

--